



地域活動支援補助金を判定しました

地域活動支援補助金の交付に関する説明会について

4月から地域活動支援補助金制度を開始します。

この補助金は、伊賀市の将来像と目標である「ひとが輝く地域が輝く」自立と共生のまちの実現を確実なものとし、自治基本条例に基づき市民の自主的なまちづくり活動を支援し、個性で魅力あふれる地域づくりを推進することを目的としています。

補助金の概要は次のとおりです。詳しくは市ホームページでもご覧いただけます。

【問い合わせ】

本庁市民生活課 ☎22・9639
市民活動支援センター ☎43・1135



「補助金申請について」

平成19年度事業採択のため
の公募を行います。

【受付期間】

5月1日(火)～30日(水)

※郵送の場合は、30日(水)必着

【申請書配布場所】

本庁市民生活課
市民活動支援センター
各支所生活環境課

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。

【補助金申請先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市生活環境部市民生活課

☎22・9639
FAX 22・9641

✉shimin@city.iga.lg.jp

※市民活動支援センター・各支所生活環境課でも受付ます。

市民活動動枠への補助申請予定団体を対象に説明会を開催します。

【とき】 4月26日(木)

午後7時30分～

【ところ】 ゆめぼりセンター1大会議室

【対象団体】

市民公益活動枠補助申請予定団体(概要参照)

【内容】 地域活動支援補助

事業の概要および補助金交付・申請についての説明、必要書類配布など

● 地域活動支援補助金 (概要) ●

(1) 住民自治協議会活動支援

● 補助対象団体

- ・ 住民自治協議会の設置の届出を受理された団体

● 補助対象活動

- ・ 地域まちづくり計画を実現するための新規の活動
- ・ 既存の活動については、新たな工夫が加えられるなど、活動内容が拡充されていること

補助率	9 / 10
補助限度額 (予算の範囲内)	50万円以内

(2) 市民公益活動支援

● 補助対象団体

- ・ 市民が主役となって公益活動を行う団体またはこれらの団体が主役となって構成する組織
- ・ 活動拠点が伊賀市内にあることまたは、活動が伊賀市内で行われていること
- ・ 非営利の活動を目的としていることを基本とする
- ・ 5人以上で組織し、活動を継続できる見込みのある組織(規約などの定め)
- ・ 行政および行政から補助を受けている団体から助成されていないこと
- ・ 募集した事業の企画から実施、運営、完了(事業報告)まで確実に実施することが見込まれる団体であること
- ・ 政治活動、宗教活動または、公益を害する活動を目的としない団体であること
- ・ 住民自治協議会、自治会を除く

● 補助対象活動

- ア 市民自らが実施する市民公益活動に関する、課題研究を主たる目的とする活動
- イ 市民が自主的かつ主体的に実施する市民公益活動
- ウ 市長が一定の目的を定めて公募する、企画・課題研究および市民公益活動

部 門	課題研究部門 (ア、ウ関係)	市民公益活動部門 (イ、ウ関係)
補助率	10 / 10	2 / 3
補助限度額 (予算の範囲内)	10万円以内	30万円以内

※いずれも選考委員会による公開事業選考を行います。

